豊後国風土記』の叙述方法

――伝承形成方法の変質―

はじめに

意味について、いささか卑見を述べてみることにしたい。ることに注目しつつ、『豊後国風土記』が採った叙述方法とそのかにすることにあった。本稿では、特に両書で一致する文辞があがにすることにあった。本稿では、特に両書で一致する文辞があ『豊後国風土記』は『日本書紀』と類似の文辞を持つ。そのため、『豊後国風土記』は『日本書紀』と類似の文辞を持つ。そのため、

一 『豊後国風土記』と『日本書紀』の関係―研究史―

『豊後国風土記』は『肥前国風土記』などとともに九州風土記『豊後国風土記』は『肥前国風土記』などとともに九州風土記。なのは確かだが、この点は本稿の後の方で触れることとし、ひとまずは『豊後国風土記』に絞って考察を進めることにする。まずは『豊後国風土記』に絞って考察を進めることにする。「豊後国風土記」は『肥前国風土記』などとともに九州風土記『豊後国風土記』は『肥前国風土記』などとともに九州風土記

伊藤

剣

『日本書紀』と『豊後国風土記』

の関係をめぐっては、

兄弟関

係にあるのか親子関係にあるのかが問題にされてきた。 次の四通りの見解が提出されている。 現在のと

1親子関係 (『日本書紀』 (『豊後国風土記』から『日本書紀 - から『豊後国風土記』 (2)

4 不(5) 関 (4) (4) (5) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (5)

名手」の表記は、『日本書紀』も同様である(『先代旧事本紀』 間でほぼ一致していることである。例えば、欽明天皇は両書とも(6) 流岐広庭天皇」である)。また、『豊後国風土記』総記に登場する「莵 に「天国排開広庭天皇」と記される(『古事記』の表記は「天国押波 れている。一点目は、天皇名をはじめとする人名の表記が、 般的な考え方は1である。その根拠として次の二点が挙げら 両書

施した。

から『日本書紀』への流れを示している。 通泰は文辞の類似という同じ根拠を示しつつ、『豊後国風土記 くためには、もう少し踏み込んだ説明が必要だろう。事実、 しかし、『日本書紀』から『豊後国風土記』への書承関係を説

曰:海石榴市?

亦流」血之処、

蛛

一旦::打猨。二旦::八田

並其

見られることである。

一人物と目される)。 二点目は、

両書の間で非常に似通った文辞が

○国造本紀では、「宇那足尼」と記される。「莵名手」と「宇那足尼」は同

拠は節を改めて示すことにしたい。 から『豊後国風土記』への書承関係を考えている。稿者なりの根 ただ、先に結論から述べれば、稿者も通説と同様、 『日本書紀

『日本書紀』から『豊後国風土記』への書承関係

在り方である。左に引用文を掲げておく。上段が『豊後国風土記』、 と、これと比較される『豊後国風土記』大野郡・速見郡の記事の 紀一二年一〇月条にある、ハヤツヒメの進言を受けて始まる話 両書の関係について考察する際に稿者が注目したい いのは、

下段が景行紀である。文辞が一致している箇所については傍線を

①昔者、纏向日代宮御宇天皇、 靡」草、 海 殺。流血没、踝。其作、椎之処、 簡 窟土蜘蛛、 在一球單行宮。仍欲、誅一鼠石 |猛卒、 石榴樹、作、椎為、兵。 襲二土蜘蛛、 授||兵椎|以、穿」山 而韶、群臣、 而悉誅 伐 即 採 到』速見邑。②有』女人。 直入県祢疑野、有三二土 窟。 窟。 「兹山有...大石窟。 天皇車駕、 速津媛。為二一処之長。其聞 有二二土蜘蛛。住 日」青。二日」白。 而自奉」迎之諮 日三鼠 又於 Ē

②昔者、纏向日代宮御宇天皇、 欲,誅: 行幸、 旦!血田! 従,周防国佐婆津,発船而 為,其処之長。 親自奉」迎奏言 |球磨贈於\幸||於筑 於海部郡宮浦。 |有||女人| 也。 (大野郡 名日 即聞 - 天皇 速津 時、 為人強力、亦衆類多之。皆曰 三日::国摩侶?是五人、

此山 与 :: 邑 得 衆 興、兵距焉」。天皇悪之、 不、従い皇命」』。 |群臣||議之日「今多動 道進行。 以討二土蜘蛛。若其畏 権興,,宮室,而居之。 即留言于来田 若強喚者、 見

八田・国摩侶。 土蜘蛛三人。其名曰 白。又於一直入郡称疑野、 蜘蛛二人住之。 有二大磐窟。 名曰. 是五人、 其名 ||鼠磐窟[|]| 打 Ē 缓. -青 有 + 愁:」。 兵 椎、 椎為」兵。 勢、 以穿、山排、 則 ① 将 隠山 因簡. 採 草 海 | 猛卒、 野、 石榴 必 樹 授 為 三石 室 丘. 作 -後

衆類亦多在。 悉皆 並為 之土蜘蛛 悉殺二其黨。 而破一于稲葉川 血流至、踝

レ人強暴、

皇遣」兵、 謠云 興,兵距焉」。 『不」従い皇命い。 遮,其要害 於」茲、天 若強喚 悉誅 Щ 日 田 世.

改曰」速見郡。 因,斯名曰:速津媛国:

(速見郡

故時人其作 |海石榴市。 (一二年一〇月 ·海石榴椎 · 之処、 亦血流之処日

記』もその名称を記すのが通例である。 随所に見られる。景行紀に名称の見える土蜘蛛は、『豊後国風 る位置を問題にしたい。『豊後国風土記』には土蜘蛛関係記事が 言及する。ここではその土蜘蛛の名であるアヲ・シロが記載され 大野郡・速見郡の記事はともに鼠石 (磐) 鼠石 (磐) 窟の土蜘蛛につい 窟に穴居する

土蜘蛛アヲ・シロも例外ではない。ただし、

両名の名は、

初出の

落した可能性を極めて低いものにする。

の文辞の一致は、

書写の段階で大野郡条からアヲ・

シロ

の名が

両書間

親子関係を示していると考えた方が自然になる。

『豊後国風土記』と景行紀のこれだけの一

致 (8)は、

兄弟関係よりも 同時に、

大野郡ではなく、

後出の速見郡で初めて明らかにされている。

紀の対応箇所にアヲ・シロ 前半部分と文辞を共有するものの、 のような記事の在り方は、 つの糸口を見出すことができる。 大野郡は景行紀の後半部分と共通の文辞を持つものの、 しかし、これに景行紀を並べてみることで、解決に向けた の名はない。一方、 一見すると不自然なものに感じられ 引用文にも示しておいたよう 景行紀の対応箇所にはアヲ 速見郡は景行紀

> シロ を施している景行紀後半部分を引用した結果と言える 蜘蛛について詳細を記さないのは、 とだが、 風土記 もっとも、 の名が明記されている。 が景行紀の前半部分を引用したためなのである。 初出の大野郡条で『豊後国風土記』 蜘蛛 両書間には微妙な字句の違いも見られる。 につ いて詳しい説明をしている理由は、 つまり、 既にこの土蜘蛛につ 後出の速見郡の が鼠石 だが、 いて説明 方が鼠 窟の土 同じこ

えば、 て決して異例なものではないのである。 れる。『豊後国風土記』 るわけではない。多少の字句の変更がなされる場合も多々確認さ ているが、それを引用する際、 れは奈良時代の文献引用の態度として不自然なものではない。 『日本書紀』は述作にあたり様々な中国の典籍を参考にし の引用態度は、 一字一句そのままに引き写してい 当時の引用の在り方とし 小島憲之の言うように

られる。 なお、 [日本書紀] の文辞の引用は、 『豊後国風土記』 に複数見

③同天皇(景行天皇—稿者注)、 Ï 「朕将」滅」此賊、 土 厚 々中有」石。 蜘蛛之賊、 尺五寸。 幸 長六尺、 当上蹶: 天皇、 於柏 将 之日 広三尺、 大野。 天皇初将」討 蹶 玆 朕 其野 厚 得 石 有 賊 滅 尺五寸。 如 石 = 土 柏 蜘 次 長 蛛 于 天皇祈 六尺、 耐 柏峡

蹶之、 兹石、 譬如:拍葉:而騰上]。 騰」如:柏 (直入郡 葉。 因日 蹶 即 大虚。 焉。 因蹶之。 故号,其石、 則如心柏

曰

_ 蹈 上於

石

⑤昔者、

纏向日代宮御宇大足彦

天皇、

征、伐球磨贈於、

凱旋

等遺」盞。故時人号」其忘」盞 到1的邑1而進食。是日、

膳夫

従,,豊前国京都行宮,幸,於此 遊」覧地形、 纏向日代宮御宇天皇、 嘆曰、「広大 其処,曰,京也。 天皇遂幸」筑紫、 也。(一二年一〇月 到::豊前国長

4 昔者、

此郡也。宜、名;碩田国 謂、大分二」。今、 謂 名,碩田,也。【碩田、 碩田国? 峡県、興二行宮」而居。 其地形広大亦麗。 冬十月、 此云:於 故号 到 因

くか、 当該条の『日本書紀』への依拠の度合は相当に強い。 うに地名起源の根幹となる箇所の表現が両書間で一致している。 景行天皇の移動を記す点が同じである。さらに、傍線を施したよ ている。しかし、ともにその起源となる景行天皇の行為の描写は 酷似している。また、④は豊前国京都 ③は、地名たる「野」に結び付くか、遺物たる「石」に結び付 『豊後国風土記』と『日本書紀』で関心の向かう先が異なっ (京) から豊後国大分への

着きそうである。 郷の下に里を置いていることを理由に示した天平一一年説に落ち 成立以後であることは明らかだ。また、その下限も、 如上のことから、『豊後国風土記』の成立年代は『日本書紀 秋本吉郎が

『豊後国風土記』 の 『日本書紀』 受容態度

紀に依拠した文献であることを確認した。『豊後国風土記』 前節では、 文辞の引用という事実から『豊後国風土記』が 景行 の景

7同天皇

(景行天皇―稿者注)、

節同様、 ができそうである。 行紀への強い依拠ぶりは、 上段が『豊後国風土記』、下段が景行紀である。 以下、 その具体例について確認していく。 どうやら別の観点からも確認すること 前

之時、 幸」於此郡。有」神、 発」筑後国生葉行宮 名曰:久 八年八月 昔筑紫俗号,盞曰:浮羽? 処, 曰,浮羽。今謂」的者訛也。

郡。 国 津媛。化而為」人参迎、 |消息。 謂 因」斯曰:人津媛之 |日田郡||者訛也 弁』申

(日田郡

今、

大分,斯其縁也。

(大分郡)

保岐陀。】(一二年九月・一〇月

(碩田、

⑥昔者、 名…日打猨・八田・国摩侶 行幸之時、 纏向日代宮御宇天皇、 此野有二土蜘蛛 等

三人。天皇、親欲」伐 謂二袮疑野、 在一兹野、 勅歴,労兵衆? 是也(直入郡 此賊、 因

三土蜘蛛。 「…又於;;直入県袮疑野、 一日二打猨。 二 曰 有

〔田゜三曰::国摩侶゜…」:

便勒」兵、 皇更返;城原、而卜;於水上。 之。 Щ 復 将上討二打獲、 流』於官軍前 時賊虜之矢、 先擊:八田於袮疑 侄度::祢 横自山 一如い雨。 射

0月 自投;澗谷;而死之。(一二年一 而請 服。 然不」聴矣。 野

_ 而

破。

爰打猨

謂」不二可

即留 ----于来 田 見 邑

権

[15]

行幸之時、奉膳之人、擬:|於 | 室;而居之。(二二年一〇月)

龗!【謂:於箇美;】。於,茲、御飲;令,汲;泉水、即有:蛇

、令;汲用;」。因」斯名曰;真

郷|者訛也。(直入郡)泉、因為:|村名。今、謂:|球|

宮於此野。是以、名曰,宮処為,,征,,伐土蜘蛛,之時、起,行

(直入郡

とある記事と矛盾しない。景行紀には、引用文の直後、天皇の帰に南九州の征討・巡狩を終え、的邑(すなわち生業)に辿り着いたかし、『豊後国風土記』の「凱旋」なる語は、景行紀一八年八月の景行紀には生葉行宮から日田郡への天皇行幸記事がない。し

京日が記されるが、『豊後国風土記』の記述は景行紀の記事の間

する枠組の範囲内にある。の記事は景行紀の記事が設定あり、⑦⑧の『豊後国風土記』も、引用した景行紀の記事が設定の記事は景行紀に見られるような土蜘蛛討伐記事に基づくものでを縫ったものと見ることが可能である。次の⑥『豊後国風土記』

他ならない。肥後和男が「中央に合わせる形で地方伝承の記述」る。これを支えるのが『日本書紀』の持つ正史としての規範性に(型))。 これを支えるのが『日本書紀』の持つ正史としての規範性にあれていう中央政府の認識を在地の側から確かめ直すことにあ『豊後国風土記』が景行紀に依拠する意味は、景行天皇による

『豊後国風土記』の内容は初めから『日本書紀』に取材し、をしたと指摘したことの意味はこの点にある。(2)

だ。『豊後国風土記』の「原伝承」成立の実情を問うことは、 とするのが、 るならば、そこに記載される記事は『日本書紀』に基づいたもの にすることになる。このような『豊後国風土記』の態度を重視す えるのは『日本書紀』への強い依拠の姿勢に他ならず、かえって により現行の形に体裁を整えたことになる。ただし、そこから窺 後国風土記』編者は『日本書紀』の文辞を意識的に選び取ること 書を兄弟関係とみる説に通じる理解の仕方である。この場合、『豊 に既に地元で定着していた可能性も捨てきることはできまい。 後国風土記』に記載される内容が『日本書紀』の成立とは無関係 見解は、 想を得たものだったのだろうか。もしそうであれば、述べてきた **『日本書紀』** 『豊後国風土記』の正しい把握の仕方になる。しかし、 がいかに規範性を持つものであったのかを浮き彫り 編述にあたった最終責任者の公式見解になるはず 両

四 天平期までの伝承形成方法

稿において省略してもよい事柄に属する。

記』のみに特徴的なことではない。い合わせ、その隙間を埋めていく手法は、実は独り『豊後国風土前節で見た、『日本書紀』の記事に抵触することなく行間を経

在する。ヤツカミヅオミヅヌによる国引は、この神の抱いた「初引神話のような『日本書紀』『古事記』には見られない神話も存『出雲国風土記』を例に見ていこう。『出雲国風土記』には、国

この 中央の神話の後日譚としての体裁をとっていることになる。つま る。この場合、 キ・イザナミの国生み神話を受けたものと読み取ることができ 国 にしている点で、前節に見た『豊後国風土記』が採った『日本書 れていることになる。この事例は、中央政府の神話の存在を前提 小所」作」(意字郡)との印象を契機に行われたものとされる。 出雲独自の神話も中央の神話が行う時間設定と整合性が図ら 「初国小所」作」 出雲国の創世神話とも位置付けられる国引神話が は、『日本書紀』や『古事記』に見るイザナ

出雲国風土記』にはさらに別の類例も存在する。 所,造,天下,大神大穴持命、 八雲立出雲国者、 |而詔「我造坐而命国者、 我静坐国 皇御孫命平世所」知、 越八口平賜而還坐時、 青垣山廻賜而玉珎置賜守」 依奉。 来二坐長江 詔 但

意字郡母理郷

の行間を利用する手法に通じるものがある。

る。この点に注目した松本直樹は、当該条の発想の根幹に 地の起源を語る本来の神話の在り方と大きくかけ離れたものであ 的に用いた表現だと述べる。また、国を譲るという行為はその土 が出雲の地を大和に比肩する豊饒の地たることを示すために意図 大和を賛美する言葉とされる。神田典城は、当該条の 青垣山」なる語は、当該条を除く上代文献での使用例全てが 『古事記』の国譲り神話があると説いている。 (5) 「青垣山」 『日本

是神坐矣。 都久辰為命子、奴奈宜波比売命 所,造,天下,大神命、 (嶋根郡美保郷 娶:高志国坐神、 顽 令」産神、 意支都久辰為命子、 御穂湏湏美命 俾

> して繋がれていることによる。従って、『古事記』を媒介にするチホコとオホナムチが結び付くのは、『古事記』で両者が亦名と となるのである。 ことで初めて成り立つ当該条の系譜記事も、中央神話受容の一例 との婚姻譚の主人公は本来ヤチホコであると考えられている。 この地の地主神ミホススミの系譜が記されるが、 ヌナガハヒメ

臨神話に関わる形で自らの始祖伝承を保持していた。 えば、『常陸国風土記』によれば、久慈郡在住の長幡部は天孫降 そもそも、中央の伝承に依拠する形での伝承形成は、『日本書 『古事記』の成書化とは無関係に行われ得るものである。 古老曰「殊売美万命、 自、天降時、 為、織、御服、 従而降之神、

紀

あったと判断される。 ていることから、天孫降臨神話は長幡部にとり本来無縁のもので ただし、天降ったカムハタヒメが日向から美濃へ移動してしまっ あることから、天孫降臨神話の一種と判断するべき伝承である。 ことは明らかだ。それでも天降り先が「筑紫国日向二所之峯」と 上、当該伝承が『日本書紀』『古事記』を直接受けたものでない 天降る主神がホノニニギではなく、殊売美万命と記される以 三野、遷二于久慈、

天孫降臨に随伴したという始祖伝承を保持していたことが分か また、 『山城国風土記』 逸文によれば、 賀茂県主も長幡部

る。

之丘。後、及三美麻貴天皇之世、

造二立機殿、

初織之。…」。

名綺日女命、本、

自,筑紫国日向二所之峯,至,三野国引津根

長幡部遠祖、多弖命、

立坐而、 之賀茂。…。 日向曽之峯天降坐神、 宿 |坐大倭葛木山之峯| 賀茂建角身命也、 自」彼漸遷、 神倭石余比古之御前 至...山 代国岡田

0

るべきものである。 想定することは不自然であり、 ここでは「日向曽之峯」に天降ったのはタケツノミとされてい しかし、山背国を本拠とするこの神単独の日向への天降りを 皇祖神の降臨に随従したと理解す

ある。

に共通の文章構造は見られず、引用するべき統一基準となった文 れば、その目的は達成されている。長幡部・賀茂県主両者の伝承 十分に事足りることになる。風土記における天孫降臨神話の異伝 手法では、凡その内容が一致さえしていれば伝承の在り方として や『出雲国風土記』の手法と同様のものに分類できる。こうした 形成が営まれている点では、これまで述べてきた『豊後国風土記 姿勢である。中央の伝承の存在を認め、それに擦り寄る形で伝承 権威を認める皇室の始祖神話に依拠しつつ自らの伝承を形成する 献の存在を想定することは難しい。 の在り方を例にとれば、ホノニニギの天降りが示唆されてさえい 長幡部・賀茂県主両者に共通するのは、天孫降臨という誰もが

五 『豊後国風土記』の叙述方法

理されてきた。 心の置き所から、 ることは明らかである。従来この点は、書承関係の証明という関 豊後国風土記 V) 『豊後国風土記』 わば、『日本書紀』受容論である。 の場合、 依拠すべきものを景行紀に求めてい 一述作時の資料の問題として処 無論、 稿者

> あって、 という視点で眺めた時、 の価値も見出すことができそうだ。というのも、 もこれに異を唱えるつもりはない。 ||引用の上に成り立つ『豊後国風土記』 『豊後国風土記』は異例な存在のように思われるからで 天平期までに成った現存する文献の中に しかし、 が採った叙述方法には別 『日本書紀』 伝承形成の方法 の文辞

土記 特定の箇所を彷彿とさせるものもある。 確かに、 所…以号…楯縫,者、 楯縫郡総記の記事などはその例となる。 天平期の文献の中には、 神魂命詔 時高皇産霊尊、 その叙述方法からある文献 次に引用する『出雲国風 乃 還 _遣二

神宮御裝楯造始給所、 給之。尓時、 子天御鳥命、楯部為而、天下 下一大神之宮造奉」 千尋栲紲持而、 『出雲国風土記』 楯縫郡 吾十足天日栖宮之縦横御量、 此天御量持而、 退下来坐而、 百八十結々下 詔而、 所」造山天 是也。 大 御 祀 者、 大。 応、住天日隅宮者、 神 代紀第九段一書第二 八十縫之白盾。 紐。 即以二千尋栲縄、結為二百八十 勅二大己貴神 板則広厚。…又供,造百 其造」宮之制者、 天穂日命是也」。 又当主…汝祭 Ξ 「…又汝 柱則

尺度を示すものに改められている。 て使われているのに対し、 本書紀』ではオホナムチの宮殿の壮大さそのものを示す手段とし るところでもある。ただし、 らに、司令神の異なりから『古事記』の受容まで含めて論じられ 傍線を施した部分のように、 『出雲国風土記』では宮殿を作る際の 「千尋栲縄 両書に類似の表現が存在する。 両書の内容面には明らかな異 (紲)」に注目すると、 日 さ

との整合性であった。そこでは『豊後国風土記』のように細かな事記』受容の例として挙げた事柄も、問題になっているのは内容す記』受容の例として挙げた事柄も、問題になっているのは内容の態度は、『豊後国風土記』に見たような厳密な意味での引用との態度は、『豊後国風土記』に見たような厳密な意味での引用となりが生じている。文体の違いを差し引いても、『出雲国風土記』なりが生じている。文体の違いを差し引いても、『出雲国風土記』

表現までが一致するわけではない。

という形で特定の文献を下敷きに新たな叙述を行った『豊後国風という形で特定の文献を下敷きに新たな叙述を行った『豊後国風土記』をそのまま引用している箇所がある。しかし、壬申紀の引用は記録の転写や正確性を期した態度の現れであり、『豊後国風土記』の引用態度とは目的が異なるものである。また、『伊吉連博徳書』のように、外国関係記事に関わるところで文献名を示し、時に長文であっても煩を厭わずに引用する例もある。ただし、これは本文の主張するところを別文献によっても確認したものである。その引用態度は壬申紀に通じるもので、『日本書紀』の文辞の引用により成り立っているという形で特定の文献を下敷きに新たな叙述を行った『豊後国風土記』をいう形で特定の文献を下敷きに新たな叙述を行った『豊後国風土記』をいう形で特定の文献を下敷きに新たな叙述を行った『豊後国風という形で特定の文献を下敷きに新たな叙述を行った『豊後国風という形で特定の文献を下敷きに新たな叙述を行った『豊後国風という形で特定の文献を下敷きに新たな叙述を行った『豊後国風という記録を記録という記録を行った『豊後国風という記録を持ている。

『豊後国風土記』の景行紀引用とは性格が異なる。 で、本文が一書を抜書きする際にどうしてもその一書でなければて、本文が一書を抜書きする際にどうしてもその一書でなければまらならなかった必然性を求めることは困難である。従って、これもならなかった必然性を求めることは困難である。従って、これもならなかった必然性を求めることは困難である。 土記』とは異なる。

一方、神代紀第九段では、天孫の降臨とその後の移動を語る場

貫く原理になっているとは決して言うことができない。
世校記をでし、このような例が大勢を占めているわけではなく、神代紀をでいる。王権神話の根幹となる部分であるだけに、この例などはている。王権神話の根幹となる部分であるだけに、この例などはでいる。王権神話の根幹となる部分であるだけに、この例などはでいる。王権神話の根幹となる部分であるだけに、この例などはでいる。王権神話の根幹となる部分であるだけに、この例などはでいる。王権神話の根幹となる部分であるだけに、この例などはでいる。王権神話の根幹となる部分であるだけに、この例などはでいる。王権神話の根幹となる部分であるだけに、この場合に、このような対象を占めているとは決して言うことができない。

『日本書紀』を見る限り、『豊後国風土記』のような方法は未だ

ではないだろうか。『豊後国風土記』を境に伝承形成方法が変質のである。伝承形成の在り方をこのように見通した時、『豊後国風土記』以後に成立した奈良時代の『藤氏家伝』や、平安期後国風土記』以後に成立した奈良時代の『藤氏家伝』や、平安期後国風土記』以後に成立した奈良時代の『藤氏家伝』や、平安期後国風土記』の界たした役割は非常に大きなものであったと言えるのである。伝承形成の在り方をこのように見通した時、『豊後国風土記』の果たした役割は非常に大きなものであったと言えるのである。伝承形成の在り方をこのようである。しかし、『豊普遍的なものとして確立していなかったようである。しかし、『豊普遍的なものとして確立していなかったようである。しかし、『豊徳国風土記』を境に伝承形成方法が変質ではないだろうか。『豊後国風土記』を境に伝承形成方法が変質ではないだろうか。『豊徳国風土記』を境に伝承形成方法が変質を関土記』を境に伝承形成方法が変質を関土記』の表示によるのである。

六 九州諸国風土記における『豊後国風土記』の位置

している事実が現象として存在するのである

ものとして扱われる理由の一つはこの点にある。この他にも、両に触れたように、『豊後国風土記』と『肥前国風土記』が一括の土記』以外にも存在する。九州諸国の甲類風土記である。はじめただし、『日本書紀』の引用から成り立つ風土記は、『豊後国風

本書紀』 国風土記の成立の背景には、 書は郡の書出しなどの書式面でも一致している。従って、 前国風土記』 本書紀』との文辞の一致が多々見られるのである。しかし、 あったと考えるべきである。その大宰府からの指令の一つに、 『日本書紀』の利用方法は各国で異なっていたのだろう。 の参照という項目があったに違いない。だからこそ の冒頭部分を、 通説の通り大宰府の大きな指導力が 『日本書紀』と比較する形で引用し 九州諸 肥肥

火。 船 主一。于、時天皇、 」何界。所」燎之火、亦為」何 皇下」詔曰、「火燎之処、 応」勅而往、 有一火光 日没夜冥、 纏向日代宮御宇大足彦天皇、 郡火邑也。 ||棹人||日 |球磨贈於|而、 幸ぃ於火国。 土人奏言、「此是火国八 従」葦北火流浦 遥視.行前。 「直指二火処」」。 不」知」所」著。忽 果得」著」崖。 但不,知,火 度」海之間 巡川狩筑紫 詔 二群臣 天皇 此号 天 発 従 故 遥視一火光。 日没也。 行紀一八年五月 然不、得、主。兹知、 尋:其火:「是誰人之火也」。 人對曰「是八代県豊村」。 火光之処, 曰「何謂邑也」。 之。即得」著」岸。 曰「直指:火処」」。 名 |葦北|発船到||火国| 其 夜冥、 国 - 日 : 火国 天皇詔前挾杪者 不、知、著、岸 非人火。 天皇問山其 因指、火往 也。

国 亦

顕著に現れている。 う手法は、 は別のものである。『日本書紀』に依拠する形で自らの主張を行 採らない『肥前国風土記』 どの内容と異なることを述べる際、そこに触れないという方法を 形成の論理は異なっているように見受けられる。『日本書紀』な に対する微妙な態度の差異に起因することだろうが、 で引用していたのとは異なるのである。このような『日本書紀 後国風土記』が景行紀に掲載される地名起源をほぼそのままの 崇神天皇による命名を追認する形で行っていることになる。 国風土記』は景行紀の記述をそのまま用いるものの、その引用 文の前で崇神天皇を命名者としているのである。 知:其尔由:」と結ばれているように景行天皇としておらず、 は景行天皇としているが、 両書の大きな相違点は「火国」の命名者である。『日本書紀 『肥前国風土記』よりも『豊後国風土記』の方により の方法は、『豊後国風土記』のそれと 『肥前国風土記』 は「所…以号…火国 つまり、 両者の説話 引用

象を受ける。 引用した るものの、 風土記』生葉郡条は、『日本書紀』に類似の内容が記載されてい が不明なため、これについての言及は憶測の域を出ない。 『釈日本紀』に残される『筑前国風土記』大三輪神条や なお、逸文風土記はまとまった分量で残されておらず、 同じく『釈日本紀』所収の 、の依拠の度合は、 『肥前国風土記』 何れも『日本書紀』と異なる文辞で構成されている。 勿論、 これら三風土記には、 の内容と同じである。これらの 『豊後国風土記』と比較して小さい印 『肥後国風土記』 『日本書紀』を踏襲し 総記は、 『筑後国 一日本

『肥前国風土記』 ...以号...火国、

「今此燎火、

知,其尔由 非是人人

前国風土記』に近いと言えるのではなかろうか。『日本書紀』に対する態度は『豊後国風土記』のそれよりも『冊たと思しき逸文も確認される。しかし、右に挙げた例の存在から、

1 7 1

かつて小島憲之は九州諸国甲類風土記を念頭に、「日本書紀をかって小島憲之は九州諸国甲類風土記を念頭に、「日本書紀」を「古典」として短っていくのである。さらに言えば、『日本書紀』を「古典」として扱った最初期に位置し、その嚆が『日本書紀』を「古典」として扱った最初期に位置し、その嚆が『日本書紀』を「古典」として扱った最初期に位置し、その嚆が『日本書紀』を「古典」として位置付けることを試みたものであるが、結果として見通しをして位置付けることを試みたものであるが、結果として見通しをして位置付けることを試みたものであるが、結果として見通しをして位置付けることを試みたものであるが、結果として見通しをして位置付けることを試みたものであるが、結果として見通しをして位置付けることを試みたものであるが、結果として見通しをして分析は別稿に譲ることにする。

- (2) 介予録引「私・151」(『13581) 等に終して1年22~ には(1) 井上通泰「肥前風土記新考』(巧人社、一九三四年)。

- ○『古事記・日本書紀・風土記』、勉誠社、一九九五年)他。八年)・関和彦「九州『風土記』と『日本書紀』(古代文学講座一八年)・関和彦「九州『風土記』と『日本書紀』(古代文学講座一九八書紀」(坂本太郎著作集四『風土記と万葉集』、吉川弘文館、一九八名)・ 井上通泰前掲(1)『肥前風土記新考』・坂本太郎「風土記と日本
- 化改新』、吉川弘文館、一九八八年)。 坂本太郎「風土記」「九州地方風土記補考」(坂本太郎著作集六『大坂本太郎「風土記」(『上代文学史』上、東京堂、一九四八年):
- 書院、一九八八年)。書院、一九八八年)。
- 中国文学』上、塙書房、一九六二年)中国文学』上、塙書房、一九六二年)
- (7) 井上通泰前掲(1) 『肥前風土記新考』。
- (8) 小島憲之前掲(6)。
- (9) 秋本吉郎「九州及び常陸国風土記の編述と藤原宇合」(『風土記の何9) 秋本吉郎「九州及び常陸国風土記の編述と藤原宇合」(『風土記の日本書紀』成立ので、この間本書紀』成立ので、この間で現。ミネルヴァ書房、一九六三年)。なお、現在ではさらに成立ので、、ミネルヴァ書房、一九六三年)。なお、現在ではさらに成立ので、、ミネルヴァ書房、一九六三年)。なお、現在ではさらに成立ので、、ミネルヴァ書房、一九六三年)。なお、現在ではさらに成立ので、この間を終り込み、天平五年の奥書を持つ『出雲国風土記』と同じ頃時期を終り込み、天平五年の奥書を持つ『出雲国風土記』の編述と藤原宇合」(『風土記の(9) 秋本吉郎「九州及び常陸国風土記の編述と藤原宇合」(『風土記の(9) 秋本吉郎「九州及び常陸国風土記の編述と藤原宇合」(『風土記の
- (10) 長谷川一浩「景行天皇と九州風土記」(『歴史手帖』一七一五、八九年)・西別府元日「『豊後国風土記』の成立」(『風土記の考古学④) 『巻谷川一浩「景行天皇と九州風土記」(『歴史手帖』一七一五、一

題には立ち入らない。

- 書房、一九四二年)三九四頁。
- 点となった航海中の出来事を語った記事は国琦郡総記にも見える。『日本書紀』には見えない航路が示されている。また、佐婆津が起) 第二節で引用した②の記事では、佐婆津から海部郡宮浦へという

後国風土記』の態度に揺るぎは無い。「個々の伝承ごとに書紀の記載の都合のよかるべき箇所に関連づけ「個々の伝承ごとに書紀の記載の都合のよかるべき箇所に関連づけられるの伝承ごとに書紀の記載の都合のよかるべき箇所に関連づけられる。秋本吉郎前掲(9)は日本書紀』に学んだものと考えられる。秋本吉郎前掲(9)は日本出発地点とする発想しかし周防国佐婆津という豊後国の外部の地を出発地点とする発想

- (13) 原田雅子「『出雲国風土記』における「国引き神話」の意義」(早に一〇○五年)。
- 考 出雲神話篇』、笠間書院、一九九二年)。 (14) 神田典城「出雲国風土記にあらわれた神話的世界」(『日本神話論
- (15) 松本直樹『出雲国風土記注釈』(新典社、二〇〇七年)。
- (16) 松本直樹前掲(15)。
- (17) 拙稿「天孫降臨と随伴神―「記紀神話」論にむけて―」(『国文学(17) 拙稿「天孫降臨と随伴神―「記紀神話」論にむけて―」(『国文学
- (18) 松本直樹前掲(15)。

(19) 毛利正守「日本書紀冒頭部の意義及び位置づけ」(『国語と国文学』

- 日本書紀の考察─』、桜楓社、一九六二年)。(20) 太田善麿「神代紀「海宮遊行章」考」(『古代日本文学思潮論Ⅲ─
- である。矢嶋泉「『家伝』の資料性」(『藤氏家伝【鎌足・貞慧・武もあるが、両書の成立年代から『日本書紀』の影響をも考えるべき(2)『藤氏家伝』については『日本書紀』との兄弟関係を主張する説
- 引) 小島憲之前掲(6)六五四頁。智麻呂伝】注釈と研究』、吉川弘文館、一九九九年)参照

『出雲国風土記』を除く「風土記」と『日本書紀』の引用は日本古『出雲国風土記』を除く「風土記」の引用は松本直樹『出雲国風土記』の引用は松本直樹『出雲国風土記』の引用は松本直樹『出雲国風土記』を除く「風土記」と『日本書紀』の引用は日本古

さ物語の表現世界を新書の形で解り易く著 家物語』『承久記』の四作品に亘り、 始まる本書は『保元物語』 『平治物語 平平 ζ , 品に戦後六○余年を経た今日にも通ずる普 もつ「強さ」が明らかにされ、これらの作

日下

力著

いくさ物語の世界

中世軍記文学を読む』

新

刊

紹

作品が生まれる背景から、いくさが物語した一冊である。

や人々にもたらした明暗について丁寧に分

為をしたのであろうか。」この深い問いに れほどの距離を持って、言葉を選びとる行 さの物語は、戦争という現実に向かい、ど 『平家物語』を代表とするこの国のいく さ」では、過酷な記憶から紡がれた物語の されている。更に第六章「いくさ物語の強 写・技法についても実に多面的に追究がな 析・解説されているほか、 物語としての描

う。

叙事詩とは異なる性質を有するという視座 なお本書は一貫して、いくさ物語が所謂

で自ずとその意は明確なものとなるだろのもとで構成されている。本書を読むこと

二六頁 税込七七七円) 〔齋藤直寿〕 (二〇〇八年六月 岩波書店 新書判 二

22)

[